

| 日 | | 内 容 | 講 師 | 方 法 |
|------|----|----------------------|------|-------|
| 8/8 | 午後 | 農村地域住民の生活構造の変ばうと生活課題 | 塙本哲人 | 講義・討議 |
| 8/8 | 午前 | 農村における社会教育のねらいとその形態 | 塙本哲人 | " |
| 8/8 | 午後 | 少年の生活構造とその教育編成 | 佐藤 正 | " |
| 8/9 | 全日 | 地域開発と文化財の保護 | 今野栄八 | 講義・演習 |
| 8/10 | 午前 | 学級・講座における視聴覚的手法の活用 | 藤井 勇 | " |
| 8/10 | 午後 | 閉会式 | | |

(6) 研究会に作成した資料

- ① 昭和43年度社会教育主事研修会要領
- ② 市町村社会教育主事研修会実施報告書

(7) 効 果

県積慶寮に全員合宿し長期研修の機会をもち、講義・研究討議・演習等をとおして熱心な研究が行なわれ、経済に関する一般教養と社会教育の専門的教養を高め、社会教育主事としての資質の向上と指導力の強化がはかられたものと思われる。

3. 社会教育委員研究協議会

(1) 目 的

社会教育委員の性格、任務および活動上の諸問題について研究協議を行ない、本県社会教育の振興に資する。

(2) 期日・会場・参加数

- ① 期 日 7月16日～17日
- ② 会 場 福島市飯坂町 県婦人会館
- ③ 参加数 76名

(3) 講 師

- | | |
|--------------|-------|
| 福島大学教育学部教授 | 平井 博 |
| 福島県教育庁社会教育課長 | 佐藤 正義 |

(4) 参加対象者

市町村社会教育委員

(5) 内 容

- ① 研究主題
社会教育委員の性格、任務および活動上の諸問題について
- ② 講 義
○成人教育について 平井 博

- 社会教育委員の性格と任務 佐藤 正義

(3) 分科会研究協議題

- ア. 社会教育計画をどのようにすすめるか
- イ. 青少年教育の問題点とその対策
- ウ. 成人教育の問題点とその対策

(6) 効 果

講義、分科会討議等において、社会教育の現状を具体的に検討し、社会教育委員の任務としての諮問的内容と指導内容について理解を深め、さらに市町村社会教育計画についての諸問題について研究協議され、社会教育委員としての今後の活動が期待される。

4. 社会教育研究協議会

(1) 趣 旨

社会教育行政関係者と社会教育行政に関連する行政関係者の参加を得て、相互の理解を深めるとともに、社会教育について、総合的な研究協議を行ない、もって社会教育の振興および地域の発展に寄与することを目的とする。

(2) 期日・会場・参加者数

| 期 日 | 会 場 | 参 加 者 数 |
|---------|------------|---------|
| 43年9月6日 | 本宮町公民館 | 120名 |
| 9月10日 | いわき市常磐公民館 | 150名 |
| 9月17日 | 会津若松市中央公民館 | 160名 |
| 9月24日 | 白河市中央公民館 | 164名 |

(3) 講 師

- | | |
|--------------|------|
| 宮城教育大学教授 | 菅野 正 |
| 東北大学教授 | 竹内利美 |
| 福島大学教授 | 堀口知明 |
| 福島県教育庁社会教育課長 | 佐藤正義 |

(4) 参 加 対 象

市町村長、市町村議會議長、市町村教育委員会教育長、小中学校長、公民館長および関係職員ならびに教育委員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、明るく正しい選挙推進協議会委員

(5) 内 容

① 研究主題

社会教育とこれに関連ある行政機関団体が行なう教育活動をどのように編成したらよいか。

② 分科会協議題

- 家庭教育の振興、青少年健全育成のための教育活動をどのように編成し推進したらよいか。
- 明るく正しい選挙のための教育活動をどのように編成し、推進したらよいか。
- 貯蓄や、かしこい消費をとおして、家庭生活の合理化のための教育活動をどのように編成し、推進したらよいか。
- 地域産業発展のための教育活動をどのように編成し推進したらよいか。

③ 講 演

現代における地域社会の特質と社会教育の課題

(6) 効 果

社会教育関係者と社会教育に関連する行政機関関係者が一堂に会しそれぞれ行なう教育活動をいっそう効果的に進めるために、相互理解と協力体制の必要が認識され、各課題ごとの分科会を通して具体化され、今後より効果的な教育活動をそれぞれ行なううえで大きな示唆を与え、社会教育進展のために効果をあげ得たと思われる。

5. 社会教育研究指定市町村

(1) 趣 旨

社会教育と社会教育に関連する他の行政機関、団体の相互理解を深め、緊密な連係のもとに、それぞれが行なう教育活動を総合的、計画的に進めるための具体的方策につい